

令和 6 年度
大阪市水道局内部統制評価報告書

令和 7 年 7 月
大阪市水道局

大阪市水道局における内部統制の実施に関する指針を定める規程（令和3年大阪市水道事業管理規程第16号。以下「指針規程」といいます。）第7条第1項の規定による評価を行い、第8条第1項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

大阪市水道局では、「大阪市水道局内部統制基本方針」及び「大阪市水道局内部統制基本規程（令和3年大阪市水道事業管理規程第15号）」を定め、大阪市水道局長を水道事業等内部統制責任者とし、理事を副水道事業等内部統制責任者、総務部長を部門内部統制総括責任者、部長及び担当部長を部門内部統制責任者、公文書管理や財務など複数の所属において共通して行われる業務については、その総合調整又は統括管理に関する事務を所管する部長又は担当部長を共通業務内部統制責任者とする内部統制体制を構築し、内部統制の整備及び運用を行っています。

また、「指針規程」を定め、水道事業等内部統制責任者の下、課長等を内部統制員とする内部統制体制を構築し、所管事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

令和6年度においては、この内部統制体制の下、「指針規程」にのっとり、「内部統制の目的の達成を阻害する業務執行上の不適切な事態（以下「不適切な事態」といいます。）が生じた事務」を対象として内部統制の整備及び運用を行いました。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲内で達成しようとするものです。このため、不適切な事態の全てを防止し、又は当該不適切な事態の発生を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

(1) 評価体制及び評価範囲

内部統制の着実かつ効果的な実施を図るため、部門内部統制責任者等に対し必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行うとともに、内部統制の独立的評価を行う立場にある部門内部統制総括責任者（総務部長）が、「不適切な事態が生じた事務」を対象として内部統制の評価を行いました。

(2) 評価対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までを評価対象期間としました。

(3) 評価項目

次の3つの項目を評価項目としました。

- ① 不適切な事態に対する部門内部統制責任者による「内部統制の評価（生じた事象に対する原因分析）」が妥当だったか
- ② 不適切な事態に対する部門内部統制責任者による「内部統制の整備（講じた再発防止

措置)」が適切であったか

(3) その後の改善が適切に実施されたか

(4) 評価方法

各部門内部統制責任者による自己評価と部門内部統制総括責任者による独立的評価によって、(3)記載の3つの評価項目について不備の有無の把握及び不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるか否かの判断を行いました。

(5) 評価手続の具体的な内容

別紙1のとおりです。

3 評価結果

2記載の評価手続による評価を実施した限り、局内における内部統制については有効に整備され、かつ評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

具体的な内容は、別紙2のとおりです。

令和7年7月14日 部門内部統制総括責任者 総務部長 西山 淳一

評価手続の具体的な内容

1 評価の対象とした事務

評価対象期間に、不適切な事態に対する各部門内部統制責任者による内部統制の評価及び整備が完了したと部門内部統制総括責任者が認めた、次の 11 件について、独立的評価を行いました。

(1) 指針規程第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当するもの（表 1）

（表 1）

番号	所管部門内部統制責任者等	課・担当	対象事務	不適切な事態の内容
①	総務部長・水道センター統括担当部長	経理課 管財課 北部水道センター	契約事務・支出事務	経理処理の誤りにより支払い金額を誤ったもの

(2) 指針規程第 5 条第 4 項に該当するもの

（表 2）

番号	所管部門内部統制責任者等	課・担当	対象事務	不適切な事態の内容
①	総務部長	総務課	文書事務	外部との会議に関する復命書の事務処理を誤ったもの。
②	総務部長	職員課	給料表の号給決定事務	特定の職員の号給決定を誤り過小な給与を支給したもの
③	お客さまサービス担当部長	お客さまサービス課 (南部方面営業担当)	債権管理事務	収入済みの水道料金を誤って収入していないものとして水道料金の債権放棄を行うとしたもの
④	浄水統括担当部長	豊野浄水場	契約事務	入札案件に対する事業者からの質問に対し、誤った回答を行ったもの
⑤	浄水統括担当部長	設備保全センター	契約事務・支出事務	事業者に対する誤った指示により、工事請負代金の過少払いを行ったもの
⑥	総務部長	職員課 (研修・厚生担当)	契約事務	仕様書の誤記により入札の取り止めに至ったもの

⑦	総務部長	職員課	物品管理事務	物品（貯蔵品）の実際の在庫数と台帳上の残高の不一致が判明したもの
⑧	浄水統括担当部長	設備保全センター	物品管理事務	物品（貯蔵品）の実際の在庫数と台帳上の残高の不一致が判明したもの
⑨	総務部長	管財課	契約事務	落札候補者がいないにも関わらず落札候補者がいると誤認して事務を進め、入札の取り止めに至ったもの
⑩	総務部長	管財課	契約事務	入札公告にあたって修正前の仕様書を用い、入札の取り止めに至ったもの

2 確認方法及び内容

(1)当該部門内部統制責任者における自己評価等

生じた不適切な事態に対する内部統制の評価（生じた事象に対する原因分析）及び内部統制の整備（講じた再発防止措置）を実施しました。

(2)部門内部統制総括責任者による独立的評価

(1)の自己評価の結果を確認するとともに、当該内容を確認するために必要な資料を閲覧し、必要に応じて部門内部統制責任者に質問を行うことにより不適切な事態の原因分析及び再発防止策の内容を確認しました。

(3)部門内部統制総括責任者による改善指導を受けての再評価等

(2)の独立的評価の結果不備があると認められた場合は、当該部門内部統制責任者に対して改善指導を実施し、当該部門内部統制責任者が速やかに改善措置を講じるとともに、改善状況を部門内部統制総括責任者に報告することとなっています。

当該改善状況を確認するとともに、当該内容を確認するために必要な資料を閲覧し、必要に応じて部門内部統制責任者に質問を行うことにより、改善措置の内容を確認しました。

評価結果の具体的な内容

1 内部統制の評価の妥当性に対する評価の結果

(表2) の④の1件について不備があると認められました。

2 内部統制の整備の適切性に対する評価の結果

(表2) の④の1件について不備があると認められました。

3 改善措置に対する評価の結果

(表2) の④の1件の改善措置について、適切に実施されていることを確認しました。

4 内部統制の有効性

上記1から3により、令和6年度に指針規程第5条による措置を講じた不適切な事態11件について、当該部門内部統制責任者によって講じられた是正措置及び再発防止、共通業務内部統制責任者による情報提供や注意喚起等の措置が機能し、不適切な事態の発生を回避するために内部統制が有効に整備され、かつ、有効に運用されていると判断しました。

5 特記事項

令和6年度に発生した不適切な事態の原因を分析すると、日常的モニタリングが機能していないかったこと（上司が決裁時に決裁内容を確認していないケースや係員に任せっきりにしていたケース）が多くありました。

不適切な事態の発生を想定し対応策を講じるためには、部門内部統制責任者及び内部統制員のマネジメントが不可欠であるため、マネジメントの向上に向けた取組を引き続き進めていきたいと考えております。